

児童生徒のスマートフォン等の利用に関する指導指針

岡山県教育委員会

近年、スマートフォンや携帯電話等（以下「スマホ等」という。）、インターネット接続機器の普及が急速に進展し、児童生徒の所持率も年々上昇する中、長時間利用に伴う生活習慣の乱れや学習時間の減少、書き込みをきっかけとしたトラブル、画像・動画を含む個人情報の流布やネット上の不特定多数の人物との接触による犯罪被害の発生など、青少年を取り巻くインターネット環境は、日々、厳しさを増している。こうした中、学校と家庭、地域、行政等が連携・協力し、児童生徒に対して、情報モラルや情報活用能力に関する指導を徹底することで、主体的に判断し、正しく行動できる資質・能力を身に付けさせることは極めて重要であることから、次のとおり指針を定める。

1 学校への持ち込み

持ち込みに関する次の指針について、学校は保護者・地域に対し、学校便りやPTA総会等の様々な機会を捉え、十分説明するとともに、理解と協力を得ること。

(1) 小学校・中学校

- ・スマホ等は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、校内への児童生徒の持ち込みを原則として禁止すること。
- ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して持ち込みの申請をさせ、許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却するなど、統一的なルールを設定し、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ・スマホ等は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校の実情等に応じて、校内への生徒の持ち込みを原則禁止、または、校内もしくは通常の授業中の使用を禁止すること。
- ・授業等で使用する必要がある場合も、使用する時間・場所を明確にし、目的外の使用がなされないよう配慮すること。
- ・校内への持ち込みを禁止した学校において、緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して持ち込みの申請をさせ、許可すること。その際、校内での使用は禁止すること。

2 学校における情報モラル教育の取組

- ・児童生徒の発達段階に応じて、児童会・生徒会活動等を活用し、スマホ等の正しい使い方に関する児童生徒の主体的な取組を推進すること。
- ・すべての教室で情報モラル教育が充実していくよう、校内研修等を実施し、教職員の指導力の向上を図ること。
- ・インターネット等を使用する場合のルールやマナーなど、他人への影響を考慮して行動することや、画像・動画を含む個人情報の流出防止、架空請求、有害情報等への対応等について、各地域の情報モラル教育推進リーダーや、各校の教育の情報化推進リーダー等を中心に、県教育委員会が作成した教材などを基に指導を強化すること。特に、スマホ等による画像や動画の撮影ややりとりは、犯罪の被害者になり得ることのみならず、自身が加害者として罰せられる可能性も含まれることなど、警察が実施するインターネットモラル教室等を活用して指導すること。
- ・PTA研修等を実施して、スマホ等の利用に関する保護者の理解を深めること。
- ・各地域の協力を得て県生涯学習課が養成する子ども安心安全ネットサポーター等と連携し、就学前の保護者啓発や地域住民等への啓発活動の推進を図ること。

3 家庭での取組に関する保護者等への働きかけ

児童生徒のネットを含むスマホ等の利用を管理することは、保護者の責務であり、スマホ等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめ等への関与も複雑化しやすいことなどを十分に踏まえ、児童生徒と保護者がしっかりと向き合い、考えることができるよう、次の点について、学校や市町村教育委員会から保護者へ働きかけを行うこと。

- ・小・中・高校生のスマホ等の所持については、保護者がスマホ等に潜む問題点や危険性等について十分理解をした上で判断する。また、所持させる場合にも必ず家庭内のルールを設定する。
- ・所持させる場合には、通話等、必要最小限の機能に限定したり、フィルタリングの機能を設定したりする。
- ・学校と協力して、使用場所や時間などの使用のルールづくりを必ず行う。
- ・PTAや地域の関係団体が開催するネット上のいじめやスマホ等の安全な使い方に関する研修や協議の場に積極的に参加する。

4 県教育委員会の取組

- ・上記1～3の内容を徹底するよう、市町村教育委員会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会と緊密に連携を図り、実態把握に努めながら継続的に取り組む。
- ・学校、家庭、地域に対して、研修会の開催や講師の派遣等を積極的に行う。
- ・長時間利用による生活習慣の乱れやネット依存の問題等、児童生徒の心身に与える影響について、専門家や関係機関と連携した研修の実施や保護者啓発を行う。
- ・ネット上のいじめ・トラブルについて、ネットパトロール等による監視に加え、児童生徒が訴えやすい環境づくりを推進する。

5 市町村教育委員会の取組

- ・所管する学校の児童生徒のスマホ等の利用実態について積極的な把握に努めるとともに、本指導指針を参考に、市町村の統一ルールの策定に努める。
- ・情報モラル教育、児童会、生徒会等を活用した児童生徒の主体的な活動が各学校・地域で行われるよう学校を支援する。
- ・本指導指針や市町村作成の指導指針等を、保護者・地域住民に対し積極的に周知し、連携してスマホ等の問題に取り組む環境づくりに努める。

平成21年 3月 策定
平成30年 3月 一部改定